

参考 〈指定医療機関向け〉

助成申請するまでに行う事務（簡易版）

○指定医療機関で本事業の助成申請するまでに行っていただく事務を簡易にまとめたものです。
○詳細は、別途配布している「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱いマニュアル（医療機関向け）」及び「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業取扱いマニュアル（医療機関向け）【資料集】」、申請の手引き等を参照してください。

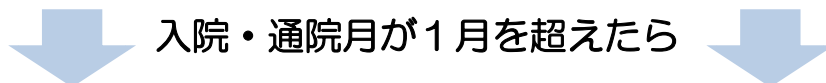
1 対象となり得る患者が来院した場合

行うこと	参照部分
①肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の説明	マニュアル P3・資料集 P1
・対象患者の要件	県要綱別添 2・3
・研究事業と臨床データの提供に関する同意の説明	資料集 P8（別紙）
②医療記録票の交付・記載	
・対象医療について	県要綱別添 1・3・4
・記載方法・記載例について	マニュアル P13～16

※入院記録票…文書料等の請求不可

2 入院・通院月が1月の場合

行うこと	参照部分
医療記録票の交付・記載	
・対象医療について	県要綱別添 1・3・4
・記載方法・記載例について	マニュアル P13～16



入院・通院月が1月を超えたら

3 参加者証の交付申請を行う場合

行うこと	参照部分
①肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の説明	マニュアル P3・資料集 P1
・対象患者の要件の確認	県要綱別添 2・3
・提出書類・申請先の案内	裏面
②臨床調査個人票及び同意書の交付・記載	資料集 P10
・認定基準の確認	県要綱別添 2
・研究事業と臨床データの提供に関する同意の説明	資料集 P8（別紙）

※臨床調査個人票…文書料等の請求可

※臨床調査個人票作成医師の要件…不問

福島県保健福祉部感染症対策課

TEL : 024-521-7238

提出書類		
年齢区分	所得区分 (限度額適用認定証等における適用区分)	提出書類
70 歳未満	[適用区分工] ～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き 所得 210 万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式 2） ・ 臨床調査個人票及び同意書（様式 1） ・ 本人の医療保険の被保険者証の写し ・ 限度額適用認定証等の写し ・ 本人の住民票（抄本）の写し ・ 医療記録票の写し（様式 3 の 1） ・ 保険者照会に係る同意書（様式 2 の 1） ・ 肝炎治療自己負担限度額管理票の写し※
	[適用区分才] 住民税非課税者	
70 歳以上 75 歳未満	[一般] 年収約 156 万～約 370 万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式 2） ・ 臨床調査個人票及び同意書（様式 1） ・ 本人の医療保険の被保険者証の写し ・ 本人の高齢受給者証の写し ・ 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・ 本人及び同一世帯の住民票（謄本）の写し ・ 医療記録票の写し（様式 3 の 1） ・ 保険者照会に係る同意書（様式 2 の 1） ・ 肝炎治療自己負担限度額管理票の写し※
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯	
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	
75 歳以上	[一般 2 割] 課税所得 28 万円以上 145 万円未 満かつ「年金収入＋その他の合計所得金 額」が単身世帯で 200 万円以上など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式 2） ・ 臨床調査個人票及び同意書（様式 1） ・ 本人の後期高齢者医療被保険者証の写し ・ 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・ 本人及び同一世帯の住民票（謄本）の写し ・ 医療記録票の写し（様式 3 の 1） ・ 保険者照会に係る同意書（様式 2 の 1） ・ 肝炎治療自己負担限度額管理票の写し※
	[一般 1 割] ・ 課税所得 28 万円未満 ・ 課税所得 28 万円以上 145 万円未 満かつ「年金収入＋その他の合計所得金 額」が単身世帯で 200 万円未満など	
	[低所得Ⅱ] 住民税非課税世帯	
	[低所得Ⅰ] 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	

※核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている方は、自己負担限度額管理票の写しが必要です。その他の書類も追加で提出を求める場合があります。

※事前に高額療養費制度の申請を行い、認定されている必要があります。

提出窓口

県・中核市保健所	住所	電話番号
福島県県北保健所	福島市御山町8-30	024-534-4113
福島県県中保健所	須賀川市旭町153-1	0248-75-7818
福島県県南保健所	白河市郭内127	0248-22-6405
福島県会津保健所	会津若松市城東町5番12号	0242-29-5511
福島県南会津保健所	南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0306
福島県相双保健所	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1329
福島市保健所	福島市森合町10-1	024-572-3152
郡山市保健所	郡山市朝日二丁目15-1	024-924-2163
いわき市保健所	いわき市内郷高坂町四方木田191	0246-27-8606

資料集 P8（別紙） データ提供への同意に関する説明文書

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に参加される方へ**■ 事業の参加にあたって**

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の参加者証の交付申請の際に都道府県知事に提出していただく臨床調査個人票の「写し」は、厚生労働省にも提供されることとなります。厚生労働省は、これにより得られた肝がんや非代償性肝硬変（以下、重度肝硬変）の臨床データを、患者の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目的に解析します。また、本事業の円滑な実施や利便性の向上にも役立てられます。

なお解析は、厚生労働省の研究班（厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業「肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究（研究代表者：東京大学医学部附属病院 名誉教授・病院診療医（出向）小池和彦）」（以下、政策研究班））において実施されます。

■ 事業の対象

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者で、厚生労働省の研究班へ臨床データを提供し、活用されることに同意をいただいた方

■ 事業に参加することによる負担、費用、リスク、利益

保険診療の範囲内でおこなった検査等の結果に基づいて作成された臨床調査個人票の写しを提出するのみですので、追加で負担や費用が発生したり、有害事象が起きたりすることはありません。

臨床情報の提供に同意し本事業に参加することにより、所定の条件に該当した場合に医療費の負担が軽減されます。

臨床情報の提供に同意を頂けない方は、本事業の対象とはなりません。

■ 個人情報の保護について

個人を特定する情報や臨床情報は厚生労働省および厚生労働省の研究班において保存されますが、適切に取り扱われ、目的以外の用途で使用されることはありません。

■ 同意の任意性について

この事業に参加するかどうかは、ご自身の意思で決めていただきます。同意がないことにより、診療上不利益を被ることはありません。また、希望する場合には同意を撤回することが可能です。

■ 事業の報告について

この事業によって得られた結果は、厚生労働省および関係機関が開催する会議で報告されます。また、厚生労働科学研究費補助金の年次報告書で報告され、学会や医学雑誌に発表されることがあります。ただし、個人の特定につながる内容を公表することはありません。

■ 情報の保存について

臨床調査個人票の写しは、解析を行った後も厚生労働省および厚生労働省の研究班に保存されます。研究班における保存の期間は政策研究班が終了する 2026 年 3 月までの予定ですが、研究期間が延長した場合には保存期間も同様に延長される可能性があります。

■ 事業に関する資料の入手、相談について

この事業に関して詳しくお知りになりたい場合は、担当医あるいは住所地を管轄する保健所へご相談ください。

以上、この事業の内容について十分ご理解いただいたうえで、参加することをお決めになりましたら、同意書に署名及び捺印をし、日付の記入をお願いいたします。